平成２２年（フ）第３９号
千葉県佐倉市井野1418番地２　メロディーハイム志津604号室
債務者　早川　幸男
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第５２号
千葉県八街市八街に51番地79
債務者　㠀　美江
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第５７号
千葉県八街市八街ほ596番地１　ジョイタカハシⅩⅡ202
債務者　前野るみ子（旧姓細谷地）
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第６号
千葉県木更津市請西４丁目３番15号
債務者　鈴木　教之
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１９号
千葉県木更津市港南台３丁目13番地24
債務者　木村　義広
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２０号
千葉県木更津市港南台３丁目13番地24
債務者　木村　京子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２６号
千葉県富津市大堀２丁目９番地９
債務者　木村　明美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２７号
千葉県君津市八重原172番地　A14―12
債務者　バウティスタ　ベロニカ　バイス（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１５４号
名古屋市守山区藪田町1008番地　千代田ビル５Ｄ号
債務者　田代　誠二
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３１号
名古屋市緑区大清水２丁目202番地　ユニーブル大清水602号
債務者　三輪いづみ
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６０１号
名古屋市名東区一社１丁目76番地の２　パルテノンリンデン916号
債務者　松田　　勝
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４号
岡山県都窪郡早島町若宮3706番地25
債務者　富田　繁雄
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
岡山県倉敷市水島南緑町９番11号
債務者　本山鶴福こと　崔　　鶴福
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
岡山県倉敷市水島南緑町９番11号
債務者　本山　真理
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
岡山県倉敷市南町６番６号
債務者　吉岡キヨコ
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
岡山県倉敷市連島町鶴新田2802番地　マール鶴新田402号、住民票上の住所岡山県倉敷市亀島１丁目37番１号
債務者　上野　康太
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
岡山県浅口市鴨方町六条院東3465番地１　プロメナーデ103号
債務者　渡邊　浩治
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係